

27年12月議会

管理責任の在り方について

質問

次にですね、管理責任のあり方について伺います。

総務部長、今回は業務執行上における問題発生管理責任について伺います。

職員が業務の上で刑法に触れると思料される事態に遭遇した場合、当該職員に告発の義務は生じるのでしょうか、総務部長、お答えください。

岡本善則総務部長

突然の質問ですので、混乱をしておりますが、刑事訴訟法の規定に抵触するおそれがある職員の疑惑があった場合、告発する義務が本市に存在するかどうかということでございますか。

今、議員おっしゃっておられますその刑事訴訟法はいわゆる罪刑法定主義に基づきまして、容疑者たる人ないし法人も含まれるかもわかりませんが、そういう容疑者を適正手続ののちとって、その訴訟手続に進めるための法令だというふうに考えますので、それについてはいわゆる公安警察権限を、検察権限を保持している組織体が行うべきものであろうかと推察いたしますので、そういう意味では、本市が直接その刑事訴訟法の関連での告発をするということはないのではないかと考えます。

以上です。

意見

すみません、突然指名して申しわけございませんでした。

刑事訴訟法第239条の第2項にですね、刑法に触れると思料される事態に遭遇した場合は、地方公務員は告発の義務が生じるっていうふうに義務規定として定められておりますので、例えば、職員が業務執行中犯罪と思料される事態に遭遇すると告発はしなければならないということなんですけども、今議会においてですね、同僚議員の質問とその答弁を伺っていて、刑法に触れるおそれがあるのではないかと思料される事柄が議場で明らかになりました。全議員及び全理事者が知ることとなった今、うやむやで済みましたでは許されないもので、担当部におかれましては十分調査された上で対処していただきますようによろしくお願いいたします。